

国際海事機関（IMO）第1回人的因子訓練当直小委員会（HTW1）の結果について

主な審議結果

- ・ 極海（北極海および南極海）を航行する船舶に乗り組む船員に求める訓練要件の一部承認
- ・ ガス又は低引火点燃料を使用する船舶に乗り組む船員に求める訓練要件の承認

2月17日から2月21日までの間、英国ロンドンにおいて、国際海事機関（IMO）第1回人的因子訓練当直小委員会*（HTW1）が開催され、我が国からは、在英国日本大使館、国土交通省、（財）海技振興センター、（一社）日本船主協会等から構成される代表団が出席しました。

今次会合においては、別添の事項が審議されましたが、そのうち、主な審議内容・結果は、以下のとおりです。

- * 昨年11月に開催されたIMO第28回総会において、IMOの海上安全委員会（MSC）など「親委員会」傘下の小委員会を再編し、従来の9つの小委員会から7つの小委員会とすることが正式に承認されました。

これにより、従来の「訓練当直基準小委員会（Sub-Committee for Standards of Training and Watchkeeping）」は、「人的因子訓練当直小委員会（Sub-Committee for Human Element, Training and Watchkeeping）」へ名称が変更され、今回、第1回目の会合が開催されました。

1. 極海を航行する船舶に乗り組む船員の訓練要件の策定

(1) 背景

IMOでは、北極海及び南極海（以下、「極海」とします。）を航行する船舶の安全及び環境保護を目的とした「極海コード」の策定に向けた議論がおこなわれています。本年1月に開催された第1回設計建造小委員会（SDC）において、極海コード全体における議論が行われましたが、このうち、極海を航行するための訓練要件を扱う同コード第13章及び「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直の基準に関する国際条約」（以下、「STCW条約」とします。）については、HTW小委員会において議論することが合意されました。

このため、今回のHTW小委員会において、具体的な訓練要件に関する検討を行うこととなりました。

(2) 審議結果

極海コード第13章（船員の訓練）について、以下の内容とする案が承認され、本年5月に開催予定の第93回海上安全委員会（MSC93）へ勧告（Recommendation）されることとなりました。

- ・ 資格は2段階（基本訓練及び上級訓練）とする。
- ・ 訓練の対象は、船長、一等航海士及び甲板部の当直に従事する職員とする（機関部の職員、部員は対象としない。）。
- ・ 船舶の航行する海域の氷の状態、船種、職種（船長、一等航海士、甲板部の当直に従事する職員）毎に、STCW条約及びSTCWコード第5章に基づいた基本訓練、上級訓練の資格を

要する。

- ・全乗組員を対象に職務に応じて極海域運航手順書 (Polar Water Operational Manual) に基づく手続及び機器に関する習熟訓練 (Familiarization) を行う。
- ・乗組員以外の者として Ice advisors (氷海を航行する船舶に対し、運航を支援する者) を乗船させる場合の要件として、船長、一等航海士、甲板部の当直に従事する職員が求められる資格を要するものとし、また、同要件については、強制事項ではなく、推奨事項とする。

一方、極海コードで必要とされた訓練の具体的な内容等を定めるSTCW条約及びSTCWコードの規定のあり方に関しては、さらに検討が必要であるとして、次回のHTW小委員会 (2015年2月開催予定) で引き続き審議することとなりました。

2. ガスまたは低引火点燃料を使用する船舶に乗り組む船員の訓練要件の策定

(1) 背景

IMO では、天然ガスを始めとしたガス燃料船 (以下、「LNG 燃料船」とします。) の安全基準を目的とした「IGFコード (International code of safety for ships using Gases or other low Flashpoint fuels)」について、貨物運送 (CCC) 小委員会において検討を行っています。同コードには燃料供給システム等に関する技術基準の他、第18章では、船員に求められる訓練、運航要件については、STCW 条約・STCW コードを参照する、との内容となっており、今回のHTW小委員会で検討することとなりました。

(2) 審議結果

審議の結果、以下の内容が承認され、本年11月に開催予定の第94回海上安全委員会 (MSC94) へ勧告 (Recommendation) されることとなりました。

① STCW 条約 第5章 (特定の種類の船舶の乗組員に対する訓練要件) の改正内容について

資格については基本訓練、上級訓練の2種類とし、その具体的な内容について合意しました。上級訓練の資格に際しては、最低3回の燃料補給作業を含む最低1ヶ月の海上航行業務が求められることとなりました。このうち、燃料補給作業については3回のうち2回はシミュレータを含む代替措置を認めることで合意しています。

② 条約改正までの移行期間における暫定的な指針について

LNG タンカーに乗船する際に求められている基本訓練および上級訓練の資格については、そのままIGFコードに定める基本訓練および上級訓練の要件を満たすことが確認されました。

なお、上級訓練の資格については、会社が実施する訓練を受け、また、5年以内に3ヶ月の乗船履歴が求められることとなりました。

(別添)

IMO 第1回人的因子訓練当直小委員会 (HTW1) において審議された事項

- 2010年マニラ改正の実施のための指針の策定
- 2010年STCW-F条約のフォローアップ(大型漁船に乗り組む者の要件、機関室当直部員の要件)
- 極海を航行する船舶に乗り組む船員の訓練要件の策定
- 旅客船の特別安全訓練の見直し
- 危険物・海洋汚染物質の個品輸送に関するIMO規則の履行に関するガイドラインの策定
- 世界的に統一された訓練及び教育証明書の様式の策定
- ガスまたは低引火点燃料を使用する船舶に乗り組む船員の訓練要件の策定

等